

我孫子市 保育料月額表(保育認定) 【令和元(2019)年10月以降、0歳児クラスから2歳児クラスが対象】

子どもの属する世帯の階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	7,500 (3,800)	7,400 (3,700)
C1※	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C2	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	8,700 (4,400)	8,600 (4,300)
C2※	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C3	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,300 (5,200)	10,200 (5,100)
C3※	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D1	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)
D1※	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D2	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	14,200 (7,100)	14,000 (7,000)
D2※	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	4,200 (0)	4,200 (0)
D3	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	16,600 (8,300)	16,400 (8,200)
D3※	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	4,900 (0)	4,900 (0)
D4	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	21,600 (10,800)	21,300 (10,700)
D4※	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	6,400 (0)	6,400 (0)
D5	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	27,600 (13,800)	27,200 (13,600)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	8,200 (0)	8,200 (0)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯	13,800 (13,800)	13,600 (13,600)
D6	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	33,500 (16,800)	33,100 (16,600)
D6※	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	16,800 (16,800)	16,600 (16,600)
D7	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	40,600 (20,300)	40,100 (20,100)
D7※	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	20,300 (20,300)	20,100 (20,100)
D8	市町村民税所得割課税額が149,000円未満の世帯	42,600 (21,300)	42,000 (21,000)
D9	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	44,500 (22,300)	43,900 (22,000)
D10	市町村民税所得割課税額が193,000円未満の世帯	53,000 (26,500)	52,200 (26,100)
D11	市町村民税所得割課税額が213,000円未満の世帯	54,600 (27,300)	53,800 (26,900)
D12	市町村民税所得割課税額が241,000円未満の世帯	55,300 (27,700)	54,500 (27,300)
D13	市町村民税所得割課税額が271,000円未満の世帯	55,900 (28,000)	55,100 (27,600)
D14	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	56,600 (28,300)	55,800 (27,900)
D15	市町村民税所得割課税額が355,000円未満の世帯	57,600 (28,800)	56,700 (28,400)
D16	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	58,000 (29,000)	57,200 (28,600)
D17	市町村民税所得割課税額が468,000円未満の世帯	59,100 (29,600)	58,300 (29,200)
D18	市町村民税所得割課税額が468,000円以上の世帯	59,700 (29,900)	58,800 (29,400)

( 備考 )

- ① 本表は0歳児クラスから2歳児クラスを対象としたものです。3歳になった翌4月から保育料は無償となります。
- ② 4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税(所得割)額、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市町村民税(所得割)額により決定します。
- ③ 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、次のとおりの利用区分です。
  - (1) 保育標準時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり11時間まで(必要に応じて延長保育利用も可能)
  - (2) 保育短時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり8時間まで
- ④ C1階層からD18階層までに属する世帯は、0歳児から5歳児までの範囲において、保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などを同時に利用する同一世帯の最年長の子どもから順に、2人目の保育料月額は( )内の額とし、3人目以降の保育料月額は0円とします。
- ⑤ C1階層からD7階層までで、母子家庭若しくは父子家庭の世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯は、「※」マークの付いた階層を適用します。
- ⑥ ④、⑤に加え、市町村民税(所得割)額が一定額以下の家庭については、更なる保育料軽減措置があります。

## 保育料 Q&A

Q 1 : 公立保育園と私立保育園では、保育料は違いますか？
→A : いいえ。保育料は、公立・私立とも前ページの保育料表に基づいて決定します。 但し、雑費については園によって異なりますので、直接園にお問い合わせください。
Q 2 : 保育料はどのように決定されますか？
→A : 保育料は、基本的には、父母又は家計の主宰者の市町村民税(所得割)額を合算し、保育料表にあてはめて決定します。なお、4月から8月分までの保育料は前々年の収入で決まった前年度の市町村民税(所得割)額、9月から翌年3月分までの保育料は前年の収入で決まった現年度の市町村民税(所得割)額により決定されます。
Q 3 : 保育料表の第1子・第2子は、長男(女)・次男(女)などを意味していますか？
→A : いいえ。小学校1年生以上の兄弟姉妹は数えません。保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などのいずれかを利用する0歳児から5歳児までの兄弟姉妹の中で、上の子から第1子、第2子…と数えます。
Q 4 : 兄弟姉妹で入園していますが、弟妹の保育料は保育料表の該当する区分の( )の金額ですか？
→A : 第2子の保育料額は( )内数値を適用し、第3子以降の保育料は無料です。ただし、第何子に当たるかについては、Q3を参照してください。
<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(保育園5歳児、保育園3歳児、保育園0歳児)のD12階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 5歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第1子、3歳児以上のため無償)</li><li>・ 3歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第2子、3歳児以上のため無償)</li><li>・ 0歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第3子、第3子のため無償)</li></ul> <p>② 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(小学校5年生、小学校1年生、保育園2歳児)のD10階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2歳児保育料 53,000円 (保育標準時間認定 第1子)</li></ul> <p>③ 父がフルタイム勤務、母が短時間勤務で、子ども2人(幼稚園4歳児、保育園1歳児)のD8階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1歳児保育料 21,000円 (保育短時間認定 第2子)</li></ul>
Q 5 : 収入が減りましたが、保育料は減免になりますか？
→A : 疾病、失業により世帯収入が著しく減少した場合や家屋が災害により損害を受けた場合、保育料が減免となる場合があります。詳しくは保育課にご相談ください。
Q 6 : 保育料は決定されると、その後に変更されることがありますか？
→A : はい。①修正申告等で税額に変更があるとき②婚姻又は離婚により家庭の生計状態が変わるときなどは、園及び保育課に必ず申し出てください。
Q 7 : 転勤となり月の途中で保育園を退園することになりました。保育料は日割りになりますか？
→A : はい。ただし、原則月末に退園するものとして扱いますので、月途中の退園を希望する場合は、事前に園と調整の上、保育課にもご連絡ください。
Q 8 : 所得割が一定額以下の家庭に適用される保育料軽減措置とは何ですか？
→A : 市民税の所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。  ※生計を一にするとは、一緒に生活している(同じ家に住んでいて、生活費が一緒)場合や、別々に住んでいるが生活費を仕送りしている場合等のことをいいます。  ※市民税の所得割については課税課にお問い合わせください。